

税務セミナー開催のご案内 (その③)

【お問合せ】TEL042-625-4875

実はもう始まって!? います

「電子帳簿保存法」の改正

説明内容

- ◆電子帳簿保存法とは
- ◆電子帳簿保存の要件
- ◆消費税インボイス制度と電子帳簿保存法の関係性

など

施行直前になって二年間の猶予が設けられた「電子帳簿保存法」の改正ですが、いずれは法律の要件に従った電子データの保存が**必須**(義務)となります。今後、企業にとって、どのような対策が必要になってくるかを解説します。

参加
無料

【定員:先着 30 名】

開催日 2022年 **5月27日** (金) 14:00~15:00

会場 クリエイトホール 11F 視聴覚室
(八王子市東町 5-6)

講師 八王子税務署 担当官



「電子帳簿保存法」の施行はいつから?

2022 年 (令和 4 年) 1 月 1 日から施行されていますが、2023 年 (令和 5 年) まで猶予期間 (有恕処置) が設けられています。そのため、この猶予期間内に準備する必要があります。

▶ お申し込みはこちら

八王子法人会企画 「税務セミナー(5/27)」 参加申込書

(FAXでお申込の場合: 下記にご記入のうえ、この用紙のまま切らずにお送りください) **FAX:050-3737-2192**

税務セミナー (電子帳簿保存法)	会社名		申込人数 名
	所在地		
TEL	FAX		

■ 電話(625-4875)やメール(hojinkai@hojinkai.or.jp)での申込も受けつけます。必要事項をお知らせ下さい。

パソコンからのお申込はココをクリック ➡ <https://www.hojinkai.or.jp/seminar-registration>

■ 今後の新型コロナウイルス感染症の状況により、政府や行政機関から制限がかけられた場合、開催を中止または延期する場合もございます。

※ 本申込書にご記入いただいた個人情報等につきましては、「税務セミナー」開催に係わる申込者の確認・名簿の作成・運営に関する連絡及び報告、各種セミナー等開催連絡の目的にのみ使用いたします。



セミナー申込QRコード

事業企画: 公益社団法人 八王子法人会